

改修内容及びバージョンアップの方法について

1 改修内容

(1) 電子公証手続の変更

① 電磁的記録の認証の嘱託と電子署名付き委任状を1つの申請で送付可能とする対応

電子公証手続において、电磁的記録の認証の嘱託と電子署名付き委任状を1つの申請で送付可能とする対応を行います。御用意していた電子署名付き委任状の様式を、令和8年1月13日以降廃止とし、使用不可とさせていただきます。このため、電子公証手続における電子署名付き委任状の様式を用いて申請の御準備をされている方におかれましては、令和8年1月9日までに電子署名付き委任状の申請書を送信いただくか、令和8年1月13日以降に电磁的記録の認証の嘱託の様式に電子署名付き委任状を添付の上、送信願います。

なお、商業・法人手続の株式会社の発起設立（定款認証同時申請用）様式において作成する電子署名付き委任状の様式は今後も使用可能です。

② 電磁的記録の認証の嘱託様式の変更

以下の申請書様式において、「申請区分」欄の選択肢に「电磁的記録の認証」を追加します。

- ・电磁的記録の認証の嘱託

(2) 添付ファイル一覧画面の変更

① 「署名付き PDF フォルダ追加」ボタンの追加

以下の申請書様式において、「署名付き PDF フォルダ追加」ボタンを追加します。

- ・电磁的記録の認証の嘱託
- ・日付情報の付与の請求
- ・情報の同一性に関する証明の請求

② 「定款ファイル追加」及び「定款(署名付き PDF フォルダ)追加」ボタンの追加

电磁的記録の認証の嘱託の申請書様式において、「定款ファイル追加」及び「定款(署名付き PDF フォルダ)追加」ボタンを追加します。

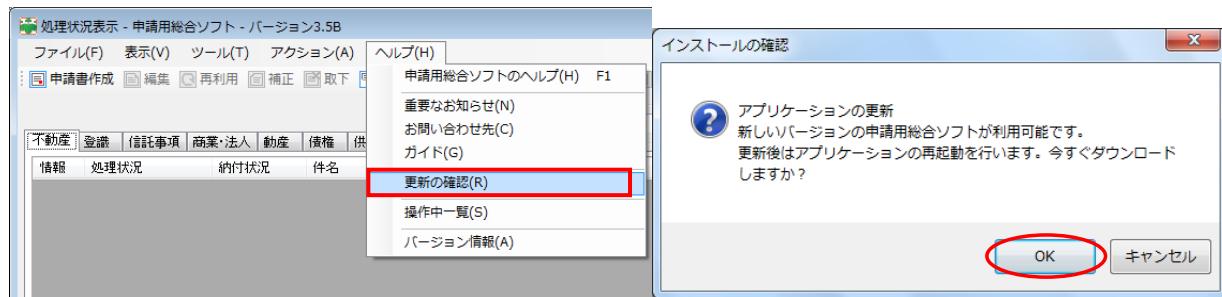
2 バージョンアップの方法

令和8年1月11日(日)午後7時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されません。バージョンアップしていない申請用総合ソフトは利用することができないので、あらかじめバージョンアップするようにしてください。



(参考)

「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」からも申請用総合ソフトをバージョンアップすることができます。



※1 この方法でバージョンアップすることができない場合は、申請用総合ソフトのアンインストール及び再インストールを行ってください。

なお、申請用総合ソフトをアンインストールした場合でも、これまでに作成・送信した申請データや、各種公文書、登記識別情報に係る申請者の鍵情報を管理するデータフォルダは削除されないため、申請用総合ソフトを再インストールした場合であっても、これらのデータをそのまま利用することができます。

※2 「このアプリケーションをインストールしますか?」と記載されたダイアログが表示された場合は、ダイアログのメッセージ内容に従い、「インストール」ボタンをクリックして、インストールを行ってください。

3 注意事項

(1) 申請用総合ソフトがウイルス対策ソフトにより誤検知される事象について

申請用総合ソフトをバージョンアップした際、御利用のウイルス対策ソフトの設定によっては、申請用総合ソフトがウイルスを含むアプリケーションとして誤検知される可能性があります。この場合、申請用総合ソフトのインストールが正常に完了せず、「アプリケーションが起動できません。アプリケーションのベンダに問い合わせてください。」とメッセージが表示され、起動できることあります。

上記の事象が発生した場合は、一時的にウイルス対策ソフトの機能を停止した上で、申請用総合ソフトをア

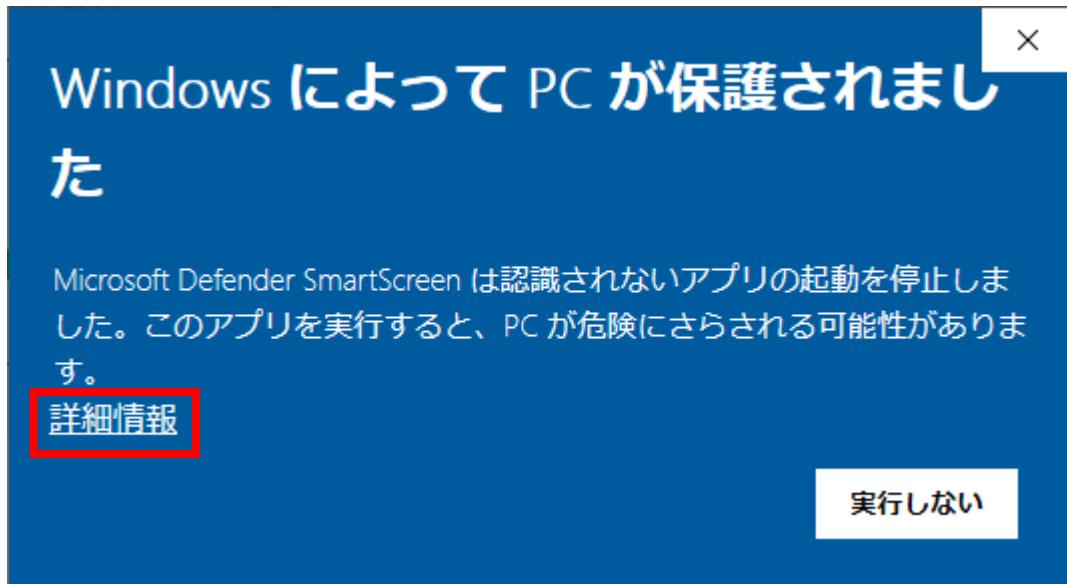
ンインストールし、再度インストールをお試しください。

なお、ウイルス対策ソフトの機能の停止方法につきましては、御利用のウイルス対策ソフトのお問合せ先に御確認ください。

(2) 申請用総合ソフト起動時に「Windows によって PC が保護されました。」と表示される事象について

申請用総合ソフトをインストール又はバージョンアップした際、御利用の環境によっては、「Windows によって PC が保護されました。」と表示される場合があります。この事象は Windows から提供されている「SmartScreen フィルター機能」によるものです。

上記の事象が発生した場合は、画面内の「詳細情報」をクリックし、「アプリ」に「ShinseiyoSogoSoft.exe」と表示されていることを確認した上で、「実行」ボタンをクリックすると申請用総合ソフトが起動します。実行するアプリケーションが申請用総合ソフトであることを十分に確認した上で、実行してください。



(3) 申請用総合ソフトのバージョンについて

申請用総合ソフトが最新のバージョンでない場合には、通信エラーが発生するため、申請用総合ソフトを利用する際は必ず事前にバージョンアップを実施願います。

また、複数のPCから同一のデータフォルダを共同利用する場合、共同利用するPCにインストールする申請用総合ソフトは全てのPCにおいてバージョンアップが実施されているか御確認ください。バージョンが同一でない申請用総合ソフトで共同利用を行った場合、申請用総合ソフトの起動や申請書へ操作（申請書の保存、ファイルの添付など）を行った際に、エラーとなる可能性があります（※）。

※ 最新のバージョンの申請用総合ソフトで申請データを作成した場合でも、当該データを古いバージョンの申請用総合ソフトがインストールされた他のPCで編集・送信を行うと、それが原因でエラーが発生する場合がありますので、御留意願います。